|  |  |
| --- | --- |
| 労働組合名 | 大阪フード連合 |

**１．統一要求方針**

|  |  |
| --- | --- |
| 賃上げ要求方針 | 職場環境改善の取り組み（働き方改革等） |
| 月　例　賃　金　等 | １　賃金の引き上げ　(1)正規労働者　　・18,000円以上［定期昇給相当額(5,000円以上)＋ベースアップ(13,000円以上)]　　　※定期昇給額が5,000円に満たない組合は、定期昇給とベースアップの総額要求基準として　　　　18,000円を目安とする。　(2)有期・短時間・契約等労働者　　・時給1,250円以上・月給198,800円以上を確保するともに、賃上げ分として、正規従業員と同率以上のベースアップに取り組む。　　２　企業内最低賃金の取り組み（正規労働者・短時間労働者・有期雇用労働者）1. 下記の基準（目標水準）を参考にして企業内最低賃金を締結することを最優先に取り組む。
	1. 企業内最低賃金の協定化

 ・時間額 1,250円以上　月額 198,800円* 1. 年齢別最低賃金の協定化

・18歳（勤続0年）　月額 198,800円以上（時間額 1,250円以上）・25歳（勤続0年）　月額 207,700円以上（時間額 1,290円以上）・30歳（勤続0年）　月額 226,400円以上（時間額 1,410円以上）・35歳（勤続0年）　月額 245,600円以上（時間額 1,530円以上）・40歳（勤続0年）　月額 256,100円以上（時間額 1,590円以上） | 1. **長時間労働の是正**

①年間総実労働時間1,800時間の実現に向け、①所定労働時間の短縮、②割増率の引き上げ、③年次有給休暇取得率の　向上に取り組む。②時間外労働の上限規制を含む改正労働基準法等の職場への定着促進および、法の趣旨に沿った適切な運用の徹底を図　る観点から以下に取り組む。なお、取り組みにあたっては、過半数代表者および過半数労働組合に関する要件・選出　手続等の適正な運用に取り組む。　　　　　ア　36協定の点検・見直し（限度時間を原則とした締結、休日労働の抑制）および締結に際しての業務量の棚卸しや人員体制の見直し。　　　　　イ　すべての労働者を対象とした労働時間の客観的な把握と適正な管理の徹底　　　　　ウ　労働時間制度（裁量労働制や事業場外みなしなど）に関する運用実態の把握および適正運用に向けた取り組み　　　　　エ　年次有給休暇の100％取得に向けた計画的付与の導入等に関する取り組み　　　　　オ　月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率50％の徹底に向けた取り組み　　　　　カ　自動車の運転業務に対する時間外労働の上限規制の適用開始（2024 年4 月）に向けた労使協議および各制度の周知・遵守徹底の取り組み1. **すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み**

①有期雇用労働者の雇用の安定に向け、労働契約法 18 条の無期転換ルールの周知徹底および、労働条件明示ルールの改正（2024 年4 月施行）を踏まえた対応、無期転換回避目的の安易な雇止めなどが生じていないかの確認、通算期　間5 年経過前の無期転換の促進、正社員転換の促進などを進める。②派遣労働者について、職場への受入れに関するルール（手続き、受入れ人数、受入れ期間、期間制限到来時の対応など）の協約化・ルール化をはかるとともに、直接雇用を積極的に受け入れるよう事業主に働きかけを行う。1. **テレワーク導入にあたっての取り組み**

　　　①重要な労働条件である「勤務場所の変更」にあたるため、実施の目的、対象者、実施の手続き、労働諸条件の変更事項等について労使協議を行い、労使協定を締結した上で就業規則に規定する。その際、情報セキュリティ対策や費用負担のルール等についても規定する。導入・実施にあたっては、法律上禁止された差別等にあたる取り扱いをしてはならないことにも留意する。　　　②長時間労働の未然防止策と作業環境管理や健康管理を適切に行うための方策を予め労使で検討する。　　　③運用にあたっては定期的な社内モニタリング調査や国のガイドライン見直しも踏まえ、労使協議で必要な改善を行う。④在宅勤務では水道光熱水費等の負担が一定程度発生することから、それらを補填する在宅勤務手当について、企業内　 の在宅勤務利用状況や職種間における公平性等も考慮した上で導入の検討を進める。　等 |
| 一　時　金　関　連 | 春闘交渉時 | 【目標基準】・年間6か月以上　※最低目標は年間4か月以上 |
| 季別交渉時 | ・上記と同じ |

２．要求・回答・統一行動等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交渉時期 | 要求日 | 回答日（統一交渉日程含む） | 統一行動等 |
| 春闘時 | 2月末まで | 3月12日 | 2月23日　2025春季生活闘争食品労働者総決起集会 |
| 夏季 | 　　　　　　　　　　　― | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　― | 　　　　　　　　　　　　　　　　　― |
| 年末 | 　　　　　　　　　　　― | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　― | 　　　　　　　　　　　　　　　　　― |

※本表は、大阪府が設定した項目に基づき、作成したものです。従って、各産別等の統一要求方針の全てを記載しているものではありません。また、文言等は主旨の変わらない範囲で編集しています。

※季別（夏季・年末）交渉時の統一要求方針及び要求・回答・統一行動等は、一時金関連のみ記載しています。